

「定期券式株主優待乗車証」のICカード乗車券「PASMO」への移しかえについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社では3月31日および9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された30,000株以上ご所有の株主さまに「小田急線全線優待乗車証(定期券式)」を、60,000株以上ご所有の株主さまに「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証(定期券式)」(以下あわせて「定期券式株主優待乗車証」といいます。)をそれぞれお送りしておりますが、平成20年5月より定期券式株主優待乗車証をICカード乗車券「PASMO」に移しかえるサービスを開始しております。つきましては定期券式株主優待乗車証をICカード乗車券「PASMO」に移しかえることを希望される株主さま、また、すでに定期券式株主優待乗車証をICカード乗車券「PASMO」に移しかえられており、移しかえを継続される株主さまは下記の留意事項がございますのでご案内申し上げます。

なお、本サービスをご利用いただかなくても、従来どおりお送りした磁気券の定期券式株主優待乗車証をご使用いただけます。

敬 具

記

1. サービスの特徴

定期券式株主優待乗車証を「記名PASMO」に移しかえてご利用になる場合の主な特徴は以下のとおりです。

(1) 利便性が向上する点

- ・「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」を駅の改札機にタッチするだけでご利用いただけます(「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証(定期券式)」を移しかえた記名PASMO」でバスをご利用の場合は、バス車内の読取り部にタッチして優待をご利用いただけます。)
- ・他社線とのお乗り継ぎの際、「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」にSFがチャージされていれば、乗越し運賃を窓口等で精算する手間がなくなり、改札機の読取り部にタッチするだけで自動的に精算できます。
- ・「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」を紛失された場合、株式会社パスモが定める「PASMO取扱規則」および当社が定める「ICカード乗車券取扱規則」等により、その利用を停止し、再発行することが可能です。
- ・通常の「PASMO」同様、電子マネーサービスもご利用いただけます。

(2) ご利用上の注意点

- ・株式会社パスモが定める「PASMO取扱規則」および当社が定める「ICカード乗車券取扱規則」等により、「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」に記録された記名人本人以外がご利用になることはできません(持参人御名有効ではなくなり、「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」の記名人のみ有効となります。)
- ・他の乗車券や別のICカード乗車券と併用して乗車することはできません(一部例外を除きます。)
- ・「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」の払い戻しをする場合、SF残額から手数料を差し引いた金額とデポジット500円を払い戻しいたしますが、株主優待乗車証に係る一切の権利は放棄していただくこととなります。
- ・一度定期券式株主優待乗車証を「記名PASMO」に移しかえると、その有効期間内に再度磁気券に戻すことはできません。その場合、次の有効期間の定期券式株主優待乗車証が当社より送付されるまでお待ちいただくこととなります。

2. サービス開始時期

平成21年5月31日まで有効の定期券式株主優待乗車証(本案内状と同封)の到着時より

3. 移しかえ取扱い箇所

小田急トラベル新宿西口地下旅行センター、小田急トラベル新宿南口営業所、成城学園前駅・新百合ヶ丘駅・町田駅・相模大野駅・本厚木駅・秦野駅・小田原駅・大和駅・藤沢駅の各駅定期券発売窓口

※1 上記11箇所のうち小田急トラベルの2箇所の営業時間は7時30分～21時、それ以外の各駅定期券発売窓口は6時30分～21時となっております。

※2 各駅に設置されております自動券売機等での取扱いはいたしません。

※3 「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証(定期券式)」の移しかえにつきましても上記11箇所のみでお取扱いいたします。小田急バス株式会社の営業所、案内所等ではお取扱いできません。

4. 乗車証の種類

(1) 原券（何を）

定期券式株主優待乗車証（「小田急線全線優待乗車証（定期券式）」、「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証（定期券式）」の2種類）

※1 「小田急線全線優待乗車証（回数券式）」を移しかえることはできません。

※2 原券（「記名PASMO」）に移しかえた後の定期券式株主優待乗車証は、係員が回収させていただきます。

(2) 移しかえることのできるICカード乗車券の種類（何に）

記名PASMO（大人用）

※1 「無記名PASMO」、「小児用PASMO」、「一体型PASMO」に移しかえることはできません。

※2 すでに定期券式株主優待乗車証を記名PASMOに移しかえている方は、当該PASMOに移しかえることができます。（再度、移しかえの手続きを行う必要がございます。）

※3 東日本旅客鉄道株式会社等が発行するICカード乗車券「Suica」をはじめ、「PASMO」以外のICカード乗車券に移しかえることはできません。

※4 PASMO定期券ご利用時の注意点

・「小田急線全線優待乗車証（定期券式）」

「鉄道定期券の機能が付加された記名PASMO（PASMO定期券）」に「小田急線全線優待乗車証（定期券式）」を移しかえることはできません。また、「小田急線全線優待乗車証（定期券式）」を移しかえた記名PASMOに、新たに鉄道定期券の機能を付加することはできません。但し、「バス定期券の機能が付加された記名PASMO（PASMO定期券）」に「小田急線全線優待乗車証（定期券式）」を移しかえること、および「小田急線全線優待乗車証（定期券式）」を移しかえた記名PASMOに、新たにバス定期券の機能を付加することは可能です。

・「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証（定期券式）」

「定期券（鉄道、バス）の機能が付加された記名PASMO（PASMO定期券）」に「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証（定期券式）」を移しかえることはできません。また、「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証（定期券式）」を移しかえた記名PASMOに、新たに定期券（鉄道、バス）の機能を付加することはできません。

なお、「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証（定期券式）」については、「小田急線全線」または「小田急バス株式会社全線」のいずれか一方のみを「記名PASMO」に移しかえることはできません。

5. 移しかえ方法

本案内状添付の「定期券式株主優待乗車証移しかえ申請書」に記載の注意事項にご同意のうえ、必要事項を記入し、定期券式株主優待乗車証と一緒に上記移しかえ取扱い箇所までご持参ください。窓口の係員がお手続きをいたします。この際、「記名PASMO」をあらかじめご準備いただくとお手続きがスムーズに行えます（なお、「記名PASMO」購入時には所定のお手続きをしていただくほか、デポジット500円が必要です。）。また、定期券式株主優待乗車証は次回当社発送時以降も磁気券を発送させていただきますので、移しかえを継続される場合につきましても、改めて「定期券式株主優待乗車証移しかえ申請書」に同意・記載いただき、新たに発送された定期券式株主優待乗車証と一緒に上記移しかえ取扱い箇所までご持参のうえ、お手続きをしてください（一度ご準備いただいた「記名PASMO」は繰り返しご利用いただけます。）。

なお、定期券式株主優待乗車証の券面に記載された記名人（株主名）と、「記名PASMO」の券面に記載された記名人名称が同一でなくても、移しかえることは可能ですが、その際に生じる恐れのある株主優待乗車証に係る権利を巡る紛争等に関しまして、当社はその一切の責を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

6. ご利用方法

「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」のご利用にあたっては、原則としてICカード乗車券「PASMO」の発行事業者である株式会社パスモが定める「PASMO取扱規則」等の諸規則のほか、当社が定める鉄道諸規則によることといたします（「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証（定期券式）」を移しかえた記名PASMOのご利用にあたっては、小田急バス株式会社が定める乗合自動車諸規則についても同様とさせていただきます。）。

※1 「記名PASMO」への移しかえの是非を問わず、「小田急線全線優待乗車証(定期券式)」は、当社線内(小田原線・江ノ島線・多摩線)に限り有効です。箱根登山線を含め、他社線に乗越す場合には別途乗越し運賃をお支払いいただく必要がございます。

※2 「記名PASMO」への移しかえの是非を問わず、「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証(定期券式)」は、当社線内(小田原線・江ノ島線・多摩線)および小田急バス株式会社の路線バスに限り有効です。

※3 「記名PASMO」への移しかえの是非を問わず、「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証(定期券式)」では、高速バス、空港連絡バス、ムーバスおよび観光バスにご乗車になることはできません。また、深夜運賃適用のバスをご利用の場合は、普通運賃との差額をお支払いください。

※4 「記名PASMO」への移しかえの是非を問わず、特急ロマンスカーをご利用の場合は、別に特急券またはサルーン券をお求めください。なお、特別車両(スーパーシートまたはグリーン席)をご利用の場合は、特急券および特別車両券(スーパーシート券またはグリーン券)をお求めください。

7. PASMOに関するご案内

ICカード乗車券「PASMO」に関する詳細なご案内につきましては、当社線各駅で配布しております「PASMOご利用案内」のほか、下記のホームページをご覧ください。

当社ホームページ <http://www.odakyu.jp/release/pasmo/index.html>

株式会社パスモのホームページ <http://www.pasmo.co.jp/>

株主優待乗車証に関するお問合せ先	小田急電鉄(株)総務部文書担当	03-3349-2054
PASMOに関するお問合せ先	小田急お客さまセンター	03-3481-0066

以上

定期券式株主優待乗車証移しかえ申請書

以下の記載事項に同意し、「小田急線全線優待乗車証(定期券式)」または「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証(定期券式)」(以下あわせて「定期券式株主優待乗車証」という。)を「記名PASMO」に移しかえることを申請します。

■ 個人情報

- 「記名PASMO」に関する「個人情報の取扱い」については、「記名PASMO」購入時に確認または同意いただいた取扱いによることといたします。

■ 前提条件

- この申請にあたっては、本申請書に添付の案内状(「定期券式株主優待乗車証」のICカード乗車券「PASMO」への移しかえについて)の内容をご理解されていることを前提といたします。

■ 注意事項

- 「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」は、これに記録された記名人本人以外がご利用になることはできません。
- 定期券式株主優待乗車証の券面に記載された記名人(株主名)と、「記名PASMO」の券面に記載された記人名称が同一でなくても、移しかえることは可能ですが、その際に生じる恐れのある株主優待乗車証に係る権利を巡る紛争等に関しまして、当社はその一切の責を負いかねます。
- 「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」は、他の乗車券や別のICカード乗車券と併用して乗車することはできません(一部例外を除きます。)
- 「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」の払い戻しをする場合、SF残額から手数料を差し引いた金額とデポジット500円を払い戻しいたしますが、株主優待乗車証に係る一切の権利は放棄していただくこととなります。
- 一度定期券式株主優待乗車証を「記名PASMO」に移しかえると、その有効期間内に再度磁気券に戻すことはできません。
- 「小田急線全線優待乗車証(定期券式)を移しかえた記名PASMO」と鉄道定期券の機能は1枚のカードに並存することはできません。また「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証(定期券式)を移しかえた記名PASMO」と定期券(鉄道、バス)の機能は1枚のカードに並存することはできません。
- 「定期券式株主優待乗車証を移しかえた記名PASMO」のご利用にあたっては、原則として、ICカード乗車券「PASMO」の発行事業者である株式会社パスモが定める「PASMO取扱規則」等の諸規則のほか、当社が定める鉄道諸規則によることといたします(「小田急線全線および小田急バス株式会社全線共通優待乗車証(定期券式)を移しかえた記名PASMO」のご利用にあたっては、小田急バス株式会社が定める乗合自動車諸規則についても同様とさせていただきます。)

平成 年 月 日

申請者(PASMO記名人)署名

【係員記入欄】

発券番号(原券の右上)

— PASMO記名人 ⇔ 磁気券の定期券式株主優待乗車証の記名人(株主名)が同一 PASMO記名人 ⇔ 磁気券の定期券式株主優待乗車証の記名人(株主名)が異なる